

○浅麓環境施設組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
特例を定める条例

平成元年2月20日

条例第1号

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を浅麓環境施設組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和41年浅麓環境施設組合条例第14号）第3条第2項に規定する休日とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例に規定する日は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年小諸市条例第26号）第22条の規定の適用については、同条に規定する休日とみなす。